

共謀罪新設法案の廃案を求める決議

- 1 現在、共謀罪新設法案（犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案）が国会で審議されている。共謀罪は、団体の活動としての話し合いや合意それ自体を犯罪として処罰しようとするものである。このような共謀罪は、憲法が保障する思想・信条の自由、言論・表現の自由を侵害するものであり、到底容認できない。
- 2 近代刑法は、犯罪が実行され被害が現実にも生じた場合に刑罰を課すのが大原則である。我が国の刑法も、既遂処罰を原則とし、例外的に未遂犯を処罰するものとしている。未遂にも至らない予備や陰謀を処罰の対象とするのは、殺人、強盗、放火などのごく一部の重大犯罪に限定されている。話し合いや合意それ自体を処罰対象とする共謀罪は、「意思」を処罰するに等しく、近代刑法の基本原則を覆し、憲法に違反するものである。
- 3 しかも、共謀罪は、その対象犯罪が極めて広範囲にわたり、およそ国際犯罪とは無縁のものが数多く含まれている。市民の日常的な会合や会話が、恣意的に犯罪に仕立て上げられる危険性が極めて高い。さらに、共謀罪の立件には、会話や自白などが重要な証拠となる。室内盗聴や尾行などの違法捜査やいっそうの自白強要が横行するようになることは疑いない。現在でも、公安警察が違法な尾行や盗撮を行い、政府に批判的な内容のビラ配布を犯罪として検挙する事件が起きている。共謀罪が新設されれば、このような「捜査」が無限定に拡大するおそれがある。共謀罪の新設は、警察の権限を拡大し、国民の自由と人権を抑圧するものにほかならない。
- 4 現在、国会では、当初提出された法案に修正を加えて成立させようという動きがある。しかし、そのような修正を加えようとも、いかなる「団体」が共謀罪の適用対象となるのかは、結局、捜査機関の認定判断によらざるをえず、その恣意的判断で市民団体や労働組合などが適用対象となるおそれは払拭できない。また、共謀罪によって処罰される場合を、犯罪の「準備その他の行為」があった場合に限定するとの修正についても、「その他の行為」の範囲は極めてあいまいで、何ら限定を付したことにはならない。さらに、「準備その他の行為」との要件は、あくまで処罰要件であって、その有無にかかわらず、逮捕・勾留等の強制捜査を開始することは妨げられない。このような要件を盛り込んだところで、不当な権力の濫用を防ぐことはできない。共謀罪は、いかなる修正を付しても、国民の自由な言論・表現活動に対する弾圧に「活用」される危険を取り除くことはできないのである。
- 5 政府は、共謀罪の新設について、「国際的組織犯罪防止条約」批准に基づく国内法整備のためと説明する。しかし、同条約は、「この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる」と規定しており、国内法の基本原則に反してまで法整備することを義務づけていない。また、政府も過去の国会において、「国内にこのような処罰規定を必要とする状況はない」と説明している。したがって、共謀罪を新設する必要は全くないのである。
- 6 自由法曹団は、国民の内心に踏み込み、憲法が保障する自由や人権を抑圧する共謀罪の新設に断固反対し、同法案の廃案を求めて、たたかうものである。

2006年5月22日
自由法曹団札幌研究討論集会